

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

【洪水・土砂災害ハザードマップ】(会員の位置図)

安来市の気候は、山陰型の気候で、冬に寒さが厳しく、冬期多雨・多雪の北陸型気象と夏期多雨の北九州型気象の中間的な気候を示している。また、安来市商工会管内である広瀬地域と伯太地域は平野部に比べ年間平均気温が低く冬季の降雪量が多い。

当地域の地質は、大半が広島変動に伴う第三紀前期の深成岩類(いわゆる中国花崗岩)を基盤とし、花崗岩類(アプライト質岩を含む)で構成される山地が多い。

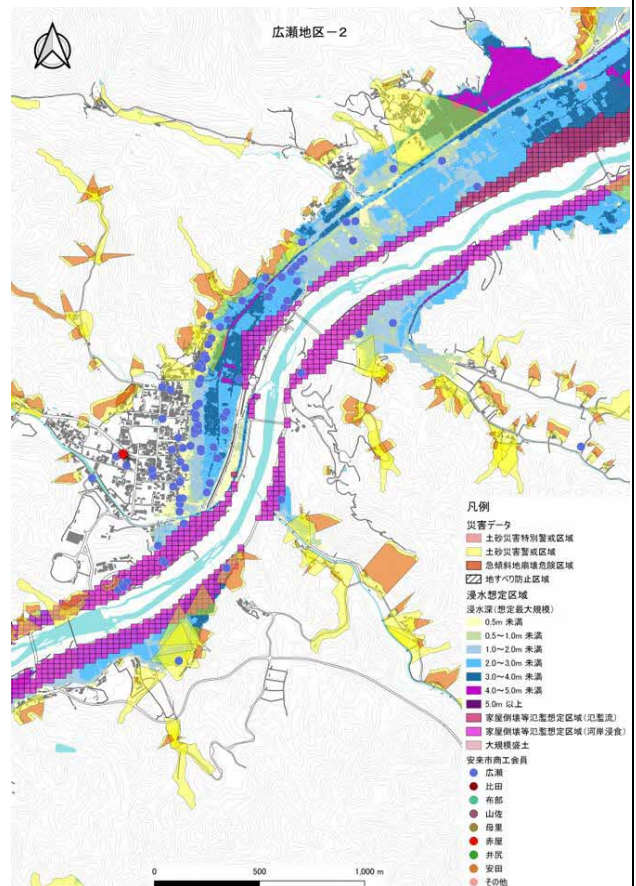
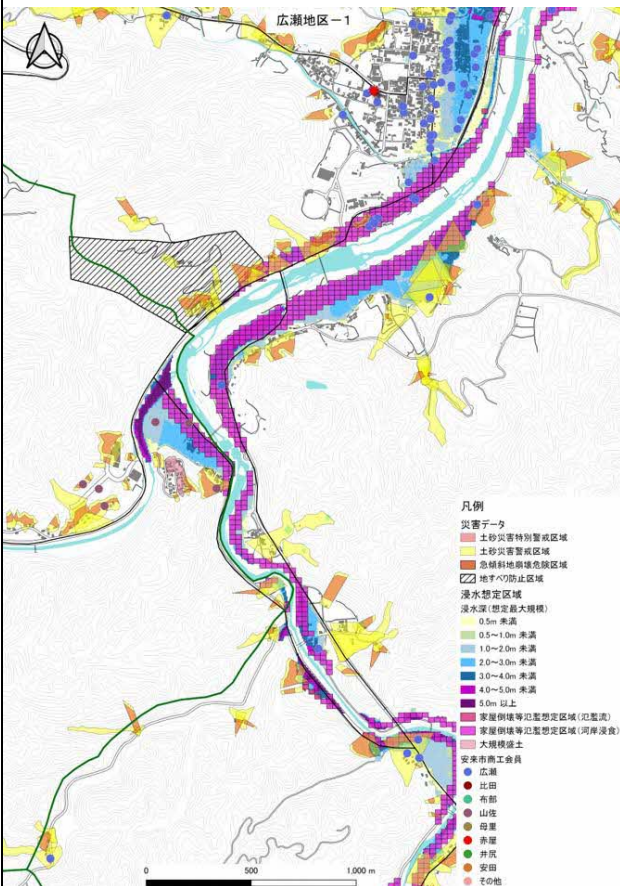
なお、流域の花崗岩類は風化による変質が著しくマサ土地域となっており、がけ崩れ等が起こりやすい地質条件にある。また、真砂砂鉄採掘等による多量な流送土砂により河床上昇を引き起こし、特に飯梨川は天井川化し氾濫しやすい傾向を持つ。

安来市のハザードマップによると、飯梨川水系の広瀬地区・布部地区と伯太川水系の母里地区に浸水想定区域が分布しており、特に堤防付近では浸水深4m以上と想定されている。

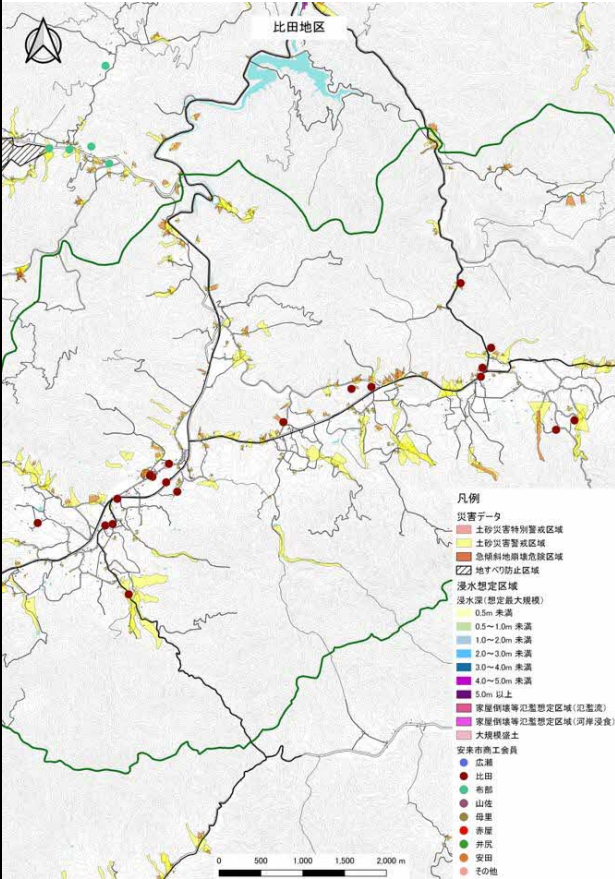
◎広瀬地域

広瀬地区-1

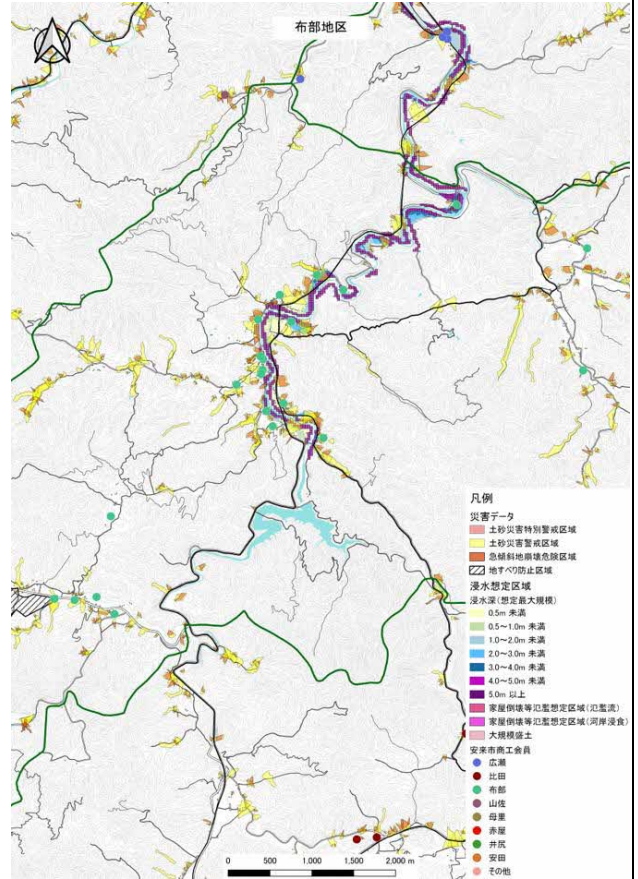
広瀬地区-2



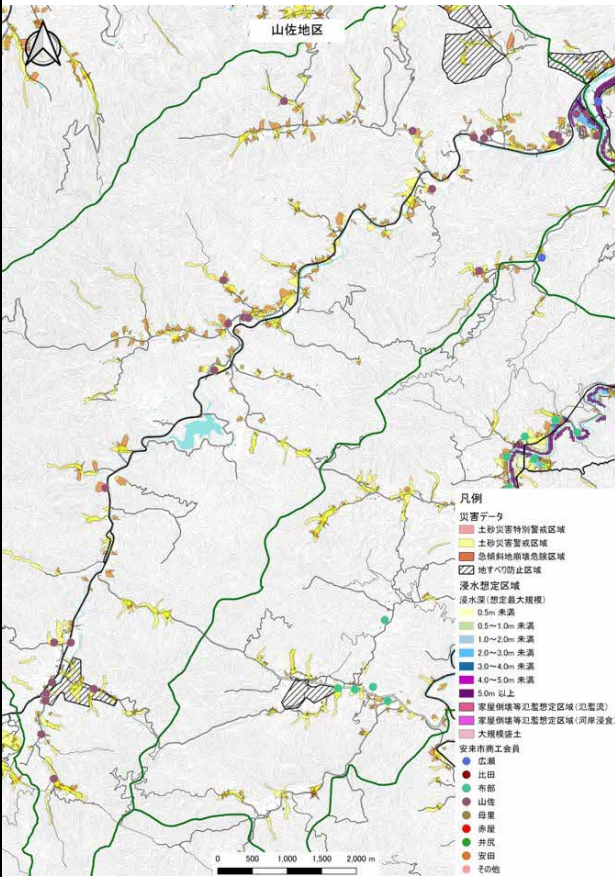
比田地区



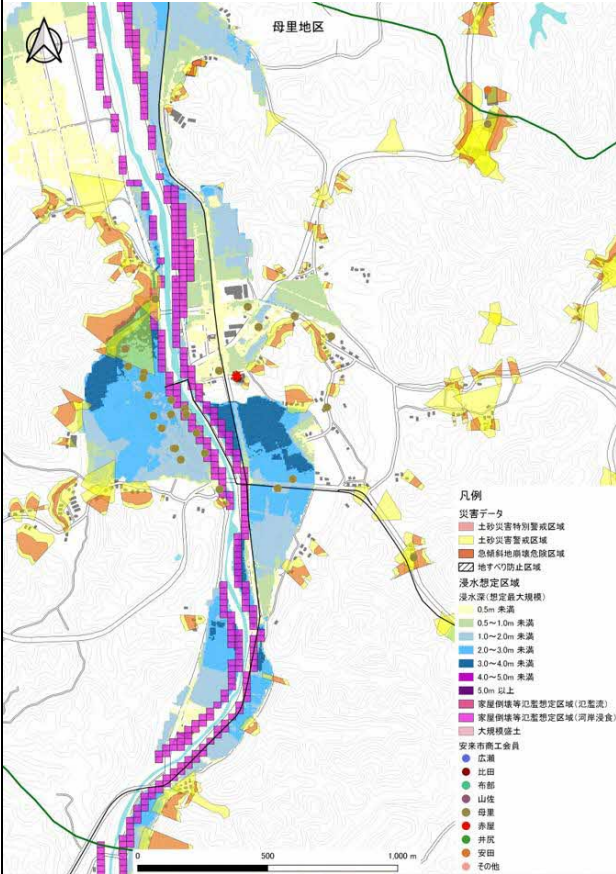
布部地区



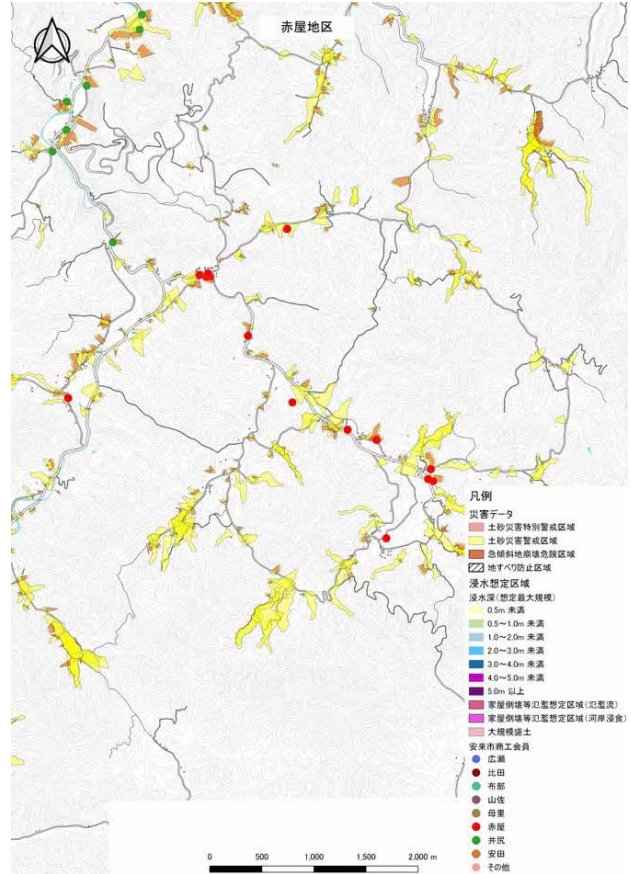
山佐地区



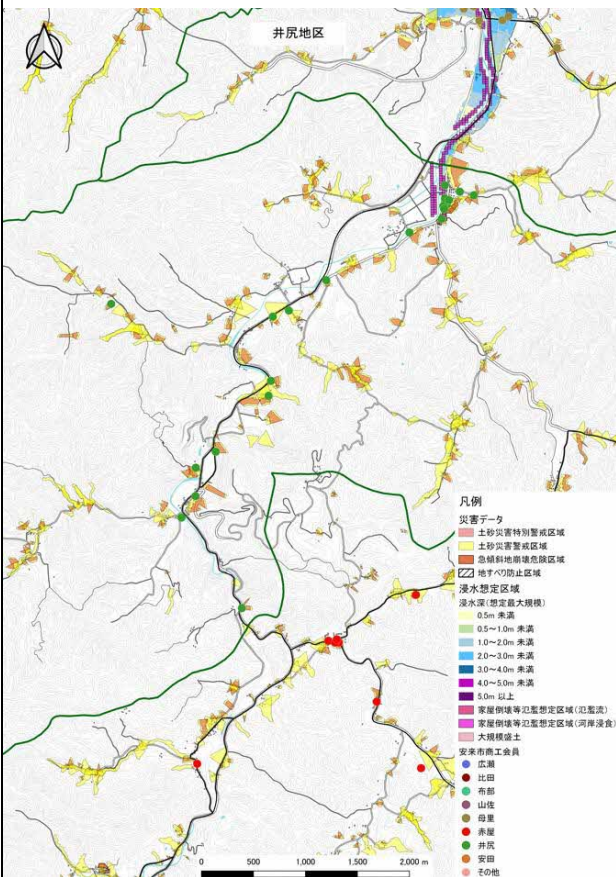
母里地区



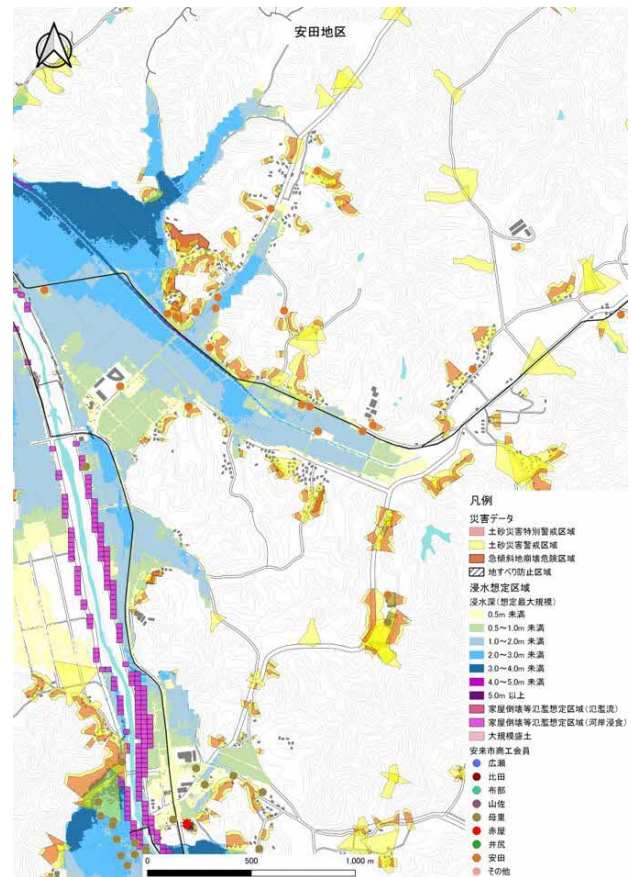
赤屋地区



井尻地区



安田地区



【地震災害】

最近の地震災害で、平成12年10月6日に発生した「鳥取県西部地震」では、マグニチュード7.3、鳥取県東部は震度5強を観測し、特に伯太地域では震度6弱の強いゆれで、強振動による住宅、擁壁・ブロック塀の倒壊、急傾斜地の崩壊、地面の陥没など大きな被害が生じた。

「鳥取県地震・津波被害想定調査報告書」（平成30年3月）による安来市周辺の想定される地震は、表1-1に示す10地震であるが、鳥取県沖合（F55）断層の地震が安来市に最も被害をもたらすと予想されている。

表 1-1 想定地震

	想定地震名	マグニチュード (Mj)	地震動の想定	津波の想定	地震のタイプ	想定理由
陸域の地震	宍道断層の地震	7.1	○	—	内陸の浅い地震を想定	断層
	宍道湖南方断層の地震	7.3	○	—	内陸の浅い地震を想定	微小地震発生領域
	大田市西南方断層の地震	7.3	○	—	内陸の浅い地震を想定	断層
	浜田市沿岸断層の地震	7.3	○	—	内陸の浅い地震を想定	歴史地震
	弥栄断層帯の地震	7.6	○	—	内陸の浅い地震を想定	断層
海域の地震	青森県西方沖合 (F24) 断層の地震	8.4	—	○	海域の浅い地震を想定	国の調査
	鳥取県沖合 (F55) 断層の地震	8.1	○	○	海域の浅い地震を想定	国の調査
	鳥根半島沖合 (F56) 断層の地震	7.7	○	○	海域の浅い地震を想定	国の調査
	鳥根県西方沖合 (F57) 断層の地震	8.2	○	○	海域の浅い地震を想定	国の調査
	浜田市沖合断層の地震	7.3	○	○	海域の浅い地震を想定	歴史地震

注) マグニチュード (Mj) : 気象庁マグニチュード

断層の位置図



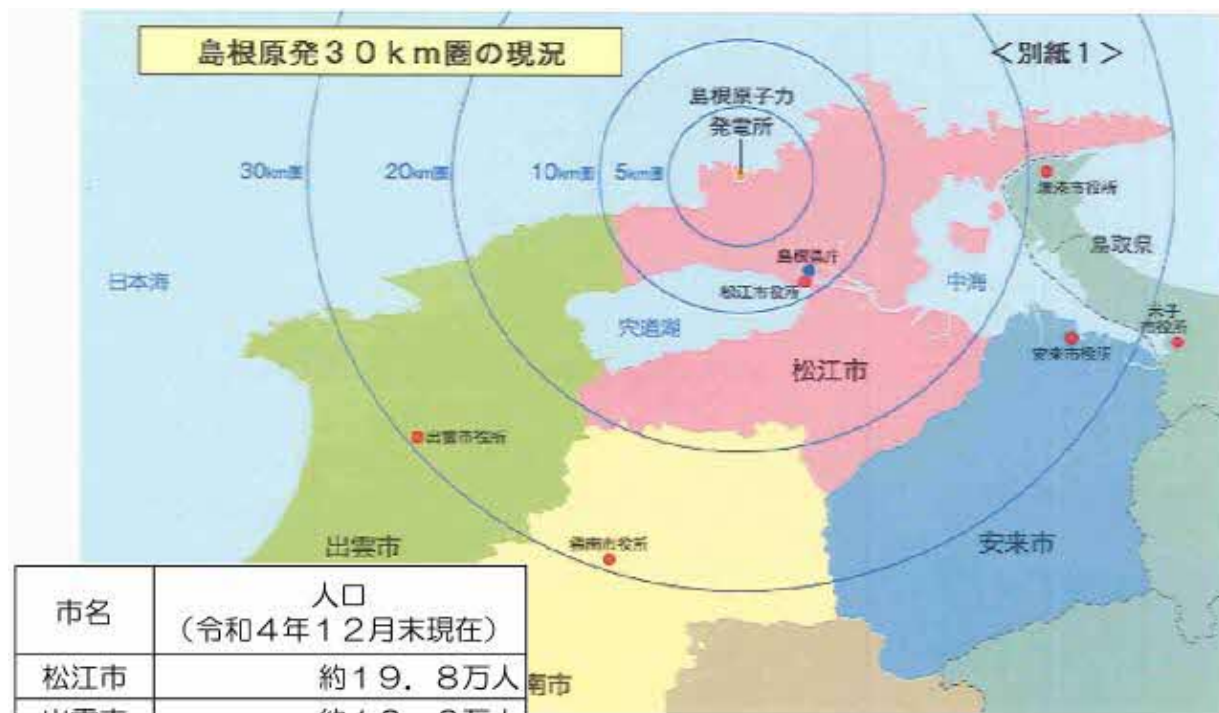
【雪害・冷害】

地球温暖化などの影響により近年降雪量は減少傾向にあるが、過去に大きな雪害が発生しており、今後発生しないという保証はない。近年でも積雪に対する道路の除雪作業が追いつかず通勤困難や、水道施設の凍結によるライフラインの被災が生じている。

【原子力災害】

島根原子力発電所での災害発生時において広瀬地域の大半と伯太地域の一部は、緊急防護措置を準備する区域（UPZ・5～30km 圏域）に指定されており、放射性物質が放出された場合には放出の状況を見て、定められた地域に広域避難をすることになっている。また、指定区域以外でも被害の状況により屋内退避などの行動制限を受ける可能性もある。

（例）広瀬地区の広域避難先・・・岡山県瀬戸内市



(2) 商工業者の状況

当管内の R6.3末における小規模事業者の業種割合は、サービス業が増加傾向にあり、次いで建設業が微増となっている。

特にこれまで割合が最も高かった卸小売業の減少が顕著となっており、地域経済、地域住民、特に高齢者の生活機能維持を支えている業種の減少は大きな問題である。

	小規模 事業者数	内訳				
		建設業	製造業	卸小売業	サービス業	その他
H31.4	344	81	48	107	73	35
R2.4	339	81	48	103	73	34
R3.4	345	85	52	102	73	33
R4.4	352	85	60	95	79	33
R5.4	363	87	60	92	88	36
R6.3	363	88	63	87	93	32
伸び率(%) [R6/R31]	5.5	8.6	31.3	-18.7	27.4	-8.6

(3) これまでの取組

【安来市の取組】

- ・地域防災計画策定
- ・自主防災組織の育成
- ・消防団員の育成強化
- ・災害時における各種支援に関する協定の締結
- ・要配慮者支援施策の充実
- ・男女双方の視点に配慮した防災対策の推進
- ・災害対策本部機能の強化
- ・防災情報基盤の整備
- ・ハザードマップの周知徹底
- ・指定避難所等の指定及び見直し
- ・防災訓練の実施
- ・防災備蓄品の整備

【安来市商工会の取組】

- ・地域商工業被災情報の収集
- ・事業継続計画（以下 BCP）の策定周知
- ・地震保険、火災共済への加入促進
- ・防災研修及び BCP セミナーの開催

II 課題

【組織体制について】

令和6年2月に安来市商工会事業継続計画を策定したことで、職員の防災意識の高揚と災害発生時の行動については、一定の認識を深めることができた。一方で、大規模災害など未曾有の非常事態に見舞われた場合、災害対策本部機能に必要な職員の参集が可能か、また、防災備品や設備についても脆弱性が浮き彫りとなり、早急に防災備品等の整備が必要である。

【会員の意識について】

当地域で記憶にある地震災害として、平成12年の「鳥取県西部地震」が挙げられるが、その他に伝え継がれるような地震は発生していない。

また、当地域の飯梨川水系には洪水調節を行う多目的ダムが二つあることと、併せて河川整備も進められており、過去50年間に大きな水害は発生していない。毎年、雨季には災害が発生しているものの会員事業者の被災はあまり報告されていない。このことが会員の災害に対する備え意識の希薄につながっているものと推測する。

III 目標

近年、地球規模の気候変動による線状降水帯の発生で、全国の各所で経験したことがない豪雨災害が発生しており、当地域でもその被災確率は高まっていると推察される。

そこで管内商工業者自身が、想像しえない大規模災害に見舞われる可能性があることと、被災規模によっては廃業や事業縮小を余儀なくされることを認識することが重要である。

そのうえで事業者 BCP を策定し、大規模災害などの未曾有の非常事態に遭遇した場合において、損害を最小限にとどめ、事業の継続あるいは早期復旧を目標とする。

【事業者 BCP 策定促進の成果目標】

指 標	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
BCP 策定事業者数	1	1	2	2	3
普及セミナー開催件数	1	1	1	1	1

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

安来市商工会と安来市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

以下のとおり安来市商工会は安来市とともに事前の対策に取り組み、自然災害発災時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるよう体制を整える。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・BCPに関する専門家を招き、普及啓発セミナーを実施する。
- ・巡回指導等の際に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、共済の加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・安来市商工会の広報誌やホームページ等において、国・県・市の施策情報、各種損害保険の概要、事業継続力強化計画の内容や重要性等の情報発信を行う。

2) 安来市商工会自身の事業継続計画の作成

- ・令和6年2月に策定

3) 関係団体等との連携

- ・島根県商工会連合会等の支援を得ながら、BCP策定支援のノウハウ取得と災害の備えとしての共済・保険関係の知識習得を図る。
- ・安来市と連携し、防災情報の収集に努める。

4) フォローアップ

- ・事業者BCP等の取組状況を確認する。
- ・安来市と連携し、安来市防災計画との整合性を図る。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害の想定に基づき、安来市との連絡ルートの確認等の訓練を実施する。

< 2. 発災後の対策 >

自然災害等の発災時には、人命救助及び被災者の災害救助が第一であることを踏まえた上で、以下のとおり地区内の事業者支援対策を実施する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後に、電話（携帯）・メール・LINEが使用できる場合、職員は速やかに事務局長に安否を報告し、以後の行動について事務局長の指示を受ける。
- ・前述の連絡手段が使用できない場合、自身及び家族の安全が確保でき、道路状況を踏まえ自動車の使用又は徒歩が可能であれば出勤し指示を受ける。

2) 応急対策の方針決定

- ・事務局長は、職員の安否確認を行い、業務従事可能な職員により被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決め、災害の規模に応じて必要な体制を取る。
なお、事務局長が被災した場合は、次席の職員が行う。
- ・安来市商工会は、地域内の事業者の大まかな被害状況を安来市と共有する。
- ・被害状況の報告間隔については、安来市の指示に従う。
- ・被害状況の規模は、次表を目安とし被害状況は【被災状況調査票】（様式はP10参照）にとりまとめる。

【被害状況の目安】

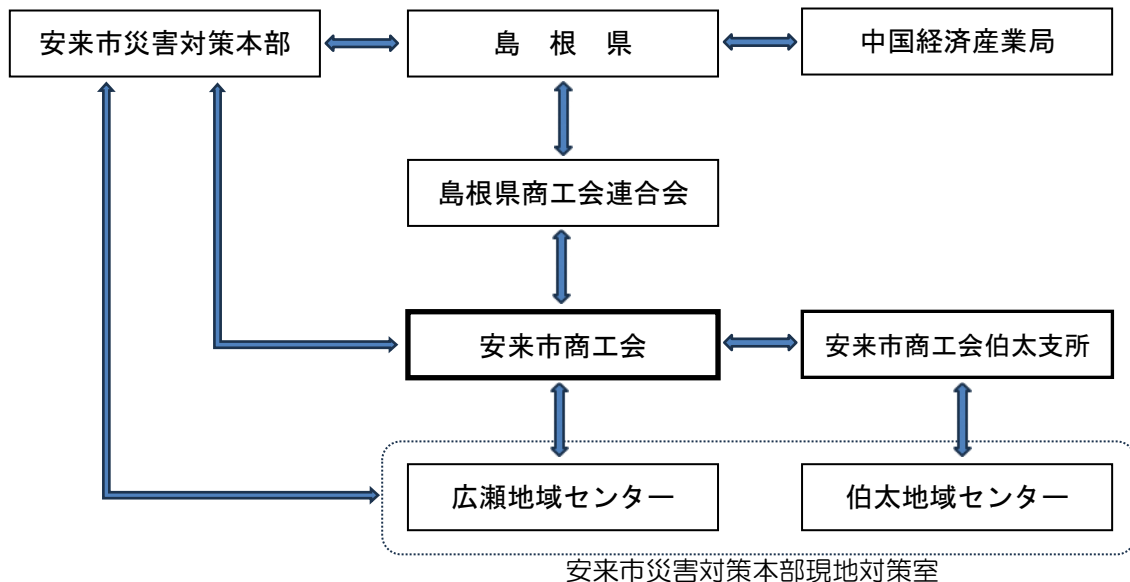
被害規模	被害の状況
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> • 地区内10%程度の事業所で、「屋根や看板が飛ぶ」等の被害が発生している。 • 地区内1%程度の事業所で「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 • 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> • 地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 • 地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> • 目立った被害の情報がない。

※連絡が取れない地区については、大規模な被害が生じているものとする。はんだん

＜3. 発災時における指示命令系統・連絡体制＞

- 自然災害等発生時に、管内商工業者の被害情報の迅速な報告及び指示命令系統・連絡体制を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- 二次災害の発生を防止するため、被災している地域での活動を実施するか決める。
- 被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法は、あらかじめ安来市と確認しておく。
- 安来市商工会と安来市が共有した情報は、県が指定する【被害状況調査票】（様式はP10参照）により、FAX またはメールで、島根県商工会連合会を経由して島根県商工労働部中小企業課へ報告する。
- 感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や 相談窓口の開設等を行う。

【発災時の連絡ルート】



【被害状況査票様式】

被害状況調査票												
商工会等		安来市商工会										
報告者名					電話番号: 0854-32-2155							
(年 月 日現在)												
NO	事業者名	所在地	業種	従業員数 ※任意	被害の状況	被害額内訳						備考
						被害額 (円)	土地 (建物土壌除 日・敷地面積)	建物	機械設備	車両	商品、原料 料、仕掛品 等	
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
計												

※被害額は事業用資産に限ることとし、事業の再開に必要な額(概算でも構いません)を記入してください。
 ※「被害の状況」は、建物の状況(全壊・半壊・一部倒壊等)、機械設備の状況、浸水の状況(床上・床下)、営業・操業の停止、製品等の状況等を記入してください。
 ※初期対応時は、可能な範囲の記載での提出で構いませんが、後ほど確認する場合がありますので、継続して把握につとめてください。

＜ 4. 応急対策時の地域内小規模事業者に対する支援 ＞

- ・小規模事業者等の被害状況を確認し、安来市の最寄りの地域センターと速やかな情報共有を図る。
- ・安来市と協議の上、安全性が確認された場所で経営支援に係る相談窓口を開設する。
また、国の要請については「特別相談窓口」を開設する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策(国・県・市等の施策)は、速やかに小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策について相談窓口を開設する。

＜ 5. 地域内小規模事業者に対する復興支援 ＞

- ・島根県、安来市の方針に従い、復旧・復興支援方針を定め、被災小規模事業者に対し支援を実施する。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援や派遣について島根県商工会連合会へ要請する。

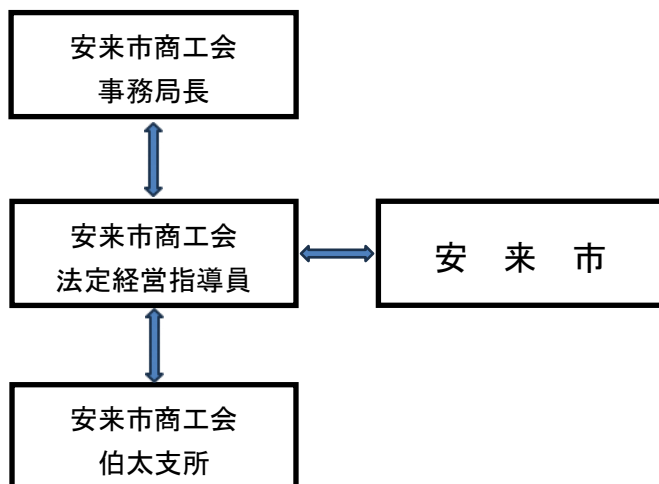
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和6年9月現在)

(1) **実施体制** (商工会の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制等)



(2) **商工会による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制**

①当該経営指導員の氏名 (連絡先は、後述(3)を参照)

・主任経営指導員 伊谷圭司

②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度等)

・本計画の具体的な取組の企画や実行。

・本計画に基づく進捗確認、見直し等のフォローアップ(1年に1回以上)。

(3) **商工会、関係市町村連絡先**

①商工会

安来市商工会

〒692-0404 島根県安来市広瀬町広瀬753-40

TEL : 0854-32-2155 FAX : 0854-32-2396 e-mail : yasugi@shoko-shimane.or.jp

安来市商工会伯太支所

〒692-0207 島根県安来市伯太町東母里434-2

TEL : 0854-37-1154 FAX : 0854-37-0044

②関係市町村

安来市役所

〒692-8686 島根県安来市安来町878-2

TEL : 0854-23-3000 FAX : 0854-23-3061

広瀬地域センター

〒692-0404 島根県安来市広瀬町広瀬703

TEL : 0854-23-3200 FAX : 0854-23-3284

伯太地域センター

〒692-0207 島根県安来市伯太町東母里580

TEL : 0854-23-3300 FAX : 0854-23-3308

その他

・上記の内容に変更が生じた場合は、速やかに島根県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
必要な資金の額	1,287	360	360	360	360
・ 専門家派遣		300	300	300	300
・ セミナー開催		60	60	60	60
・ 防災、感染症対策費	1,287				

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、島根県小規模補助金、安来市補助金、事業収入、手数料収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。